

山形県プレミアム付きクーポン券事業

参加事業者 各位

山形県消費応援事業実行委員会

(事務局 山形県産業労働部商業・県産品振興課)

今後の「山形県プレミアム付きクーポン券」の利用等について

標記事業につきましては、ご参加いただきありがとうございます。

「山形県プレミアム付きクーポン券」の今後の利用について、次のとおりお知らせします。

1 参加飲食店事業所（店舗）の皆様へ

「山形県プレミアム付きクーポン券」の飲食店での利用については、本県の注意・警戒レベルがレベル4からレベル3に引き下げられたことに合わせて、3月8日（月）から、以下の取組みの徹底を、県民の皆様と呼びかけることとなりましたので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

- ① 飲食店でのテイクアウトやデリバリー（出前）等を、積極的に活用いただくこと
 - ② 会食をする場合は、「普段一緒にいる人」と利用いただき、「大人数や長時間にならない」こと（アルコールを伴う会食を含む）
 - ③ 業種別の「感染拡大予防ガイドライン」を遵守している飲食店を利用すること

※今後の感染状況等によっては、対応を変更する場合があります。

今回の呼びかけでは、アルコールを伴う会食において、「山形県プレミアム付きクーポン券」を利用いただけるようになりました。

2 参加事業所（店舗）の皆様へ

（1）販売及び利用期間の延長

「山形県プレミアム付きクーポン券」の販売及び利用期間を、現在の3月31日（水）までから、6月30日（水）まで延長します。

山形県プレミアム付きクーポン券の販売及び利用期間（延長後）
令和3年6月30日（水）まで

- ・ この販売及び利用期間の延長は、飲食店に限らず、全ての業種（全参加事業所）での販売及び利用期間が延長になります。
- ・ 「山形県プレミアム付きクーポン券」記載の使用期限が2月14日になっていますので、お客様（消費者）には6月30日まで使用いただける旨をご案内ください。
- ・ 販売及び利用期間の延長に伴い、換金スケジュールも延長する予定です。詳細は、後日郵送でお知らせします。

（2）居住地制限の撤廃

販売及び利用促進を図るため、3月14日（日）から、「店舗が所在する市町村内に居住する人のみ購入・利用できる」としている居住地制限を撤廃し、県民であればどの地域の店舗でも購入できるよう要件を緩和します。今後は、県内に居住する方であれば、居住市町村に関係なく、販売いただけます。

ただし、ご利用いただけるのは、これまで通り購入した店舗でのみです。

引き続き、感染拡大予防ガイドラインを遵守し、お客様に対しても感染防止策の徹底をお願いいたします。

事業者（店舗）向けコールセンター番号：0570-666-812